

○宮崎大学大学院教育学研究科学校教育支援専攻会議規程

〔平成20年5月14日
制 定〕

改正 平成21年5月13日 平成22年9月24日
平成28年3月16日

(設置)

第1条 宮崎大学大学院教育学研究科学校教育支援専攻に、専攻の円滑な運営及び充実を図るため、宮崎大学大学院教育学研究科学校教育支援専攻会議(以下「専攻会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 専攻会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 専攻長
- (2) 専任の教授、准教授及び講師

(審議事項)

第3条 専攻会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 他の大学院における授業科目の履修等に関する事項
- (3) 入学前の既修得単位の認定に関する事項
- (4) 入学者の選考及び修了に関する事項
- (5) 専攻担当教員の選考に関する事項
- (6) 専攻に関する規程の改廃に関する事項
- (7) その他専攻に関する重要事項

(議長)

第4条 専攻長は、専攻会議を招集し、その議長となる。

2 議長に事故があるときは、専攻会議においてあらかじめ指名された教授がその職務を代行する。

(議事)

第5条 専攻会議は、過半数の出席者をもって成立し、出席教員の過半数で議決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 教育学研究科教務委員及び事務職員は、必要のある場合、専攻会議に出席し、発言することができる。

2 専攻会議が必要と認める場合は、構成員以外の者に専攻会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 専攻会議の事務は、学部事務部総務係において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、専攻会議の議事及び運営に関し必要な事項は、専攻

会議において定める。

附 則

この規程は、平成20年5月14日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年5月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。